

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年7月3日
【会社名】	大末建設株式会社
【英訳名】	DAISUE CONSTRUCTION CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 日 高 光 彰
【本店の所在の場所】	大阪市中央区久太郎町二丁目5番28号
【電話番号】	(06)6121-7143
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 三 宅 嘉 徳
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区新砂一丁目7番27号
【電話番号】	(03)5634-9011
【事務連絡者氏名】	総務部 次長兼東京総務課長 谷 智
【縦覧に供する場所】	大末建設株式会社 東京本店 (東京都江東区新砂一丁目7番27号) 大末建設株式会社 名古屋支店 (名古屋市北区域見通三丁目5番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第69回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当を1株につき5円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。その内容は、次頁のとおりであります。
(下線部分は変更箇所となります。)

変更前	変更後
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第25条 (条文省略)</p> <p>(<u>社外取締役</u>の責任限定契約)</p> <p>第26条 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第27条～第32条 (条文省略)</p> <p>(<u>社外監査役</u>の責任限定契約)</p> <p>第33条 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額とする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(<u>取締役</u>の責任限定契約)</p> <p>第26条 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第27条～第32条 (現行どおり)</p> <p>(<u>監査役</u>の責任限定契約)</p> <p>第33条 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額とする。</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

本件は、原案どおり取締役として日高光彰、池本隆之、牟田園一仁、郷右近英弘、神谷國廣の5氏が再選され、新たに前田延宏、村尾和則の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり監査役として中島 馨氏が再選され、就任いたしました。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	64,608	378	-	(注)1	可決 98.33%
第2号議案	64,654	342	-	(注)2	可決 98.39%
第3号議案					
日高光彰	64,714	248	-	(注)1	可決 98.52%
池本隆之	64,734	228	-	(注)1	可決 98.56%
牟田園一仁	64,695	267	-	(注)1	可決 98.50%
郷右近英弘	64,741	221	-	(注)1	可決 98.57%
前田延宏	64,748	214	-	(注)1	可決 98.58%
村尾和則	64,753	209	-	(注)1	可決 98.59%
神谷國廣	64,658	304	-	(注)1	可決 98.44%
第4号議案	64,742	254	-	(注)1	可決 98.52%

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上